

スローガン

心身の健全化による快適な職場づくりを推進し、 "労働災害ゼロ"を目指そう!

安全方針

安全で健康に働くことができる 職場環境作りを推進する

安全衛生目標

- 1. 労働災害 O件
- 2. 健康診断 100%受診 2次健診 100%受診
- 3. 特定保健指導 実施率 50%以上

高

(1)安全衛生リスクの特定と除去、低減活動の充実

①非定常作業および化学物質のリスクアセスメントの定期的見直し

法令に定められた事項の実施(該当の事項がある場合)

ムダ・ムリ・ムラ 「にくい」作業の 排除

NEXTAGE 100

ア. 本質的対策

危険な作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替、より安全な施工方法への変更、フェールセーフ、フールプルーフ等

イ. 工学的対策

覆い・囲いの設置、インターロック、安全装置、局所排気装置等

ウ. 管理的対策

マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露管理、教育訓練等

エ. 個人用保護具の使用

上記ア~ウの措置を講じても、除去低減できなかったリスクにのみ実施

低

低減措置検討の優先順位

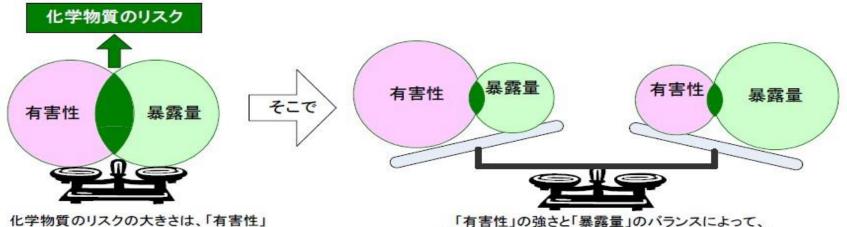
注)「管理的対策」・「保護具の使用」では、原則としてリスクレベルを下げない。

(1)安全衛生リスクの特定と除去、低減活動の充実

①非定常作業および化学物質のリスクアセスメントの定期的見直し

化学物質のリスクアセスメント ~クリエート・シンプルでの定期的見直し~ 【対象となるリスク】

- (1) 労働者の健康に悪影響を及ぼすおそれ(科学物質の有害性に基づくリスク)
- (2)設備・機器の爆発や引火の恐れ(科学物質の暴露量に基づくリスク)



化学物質のリスクの大きさは、「有害性」 の強さと「暴露量」で決まります。

「有害性」の強さと「暴露量」のバランスによって、 化学物質のリスクの大きさを管理することができます。

【リスクアセスメントの実施義務の対象物質】

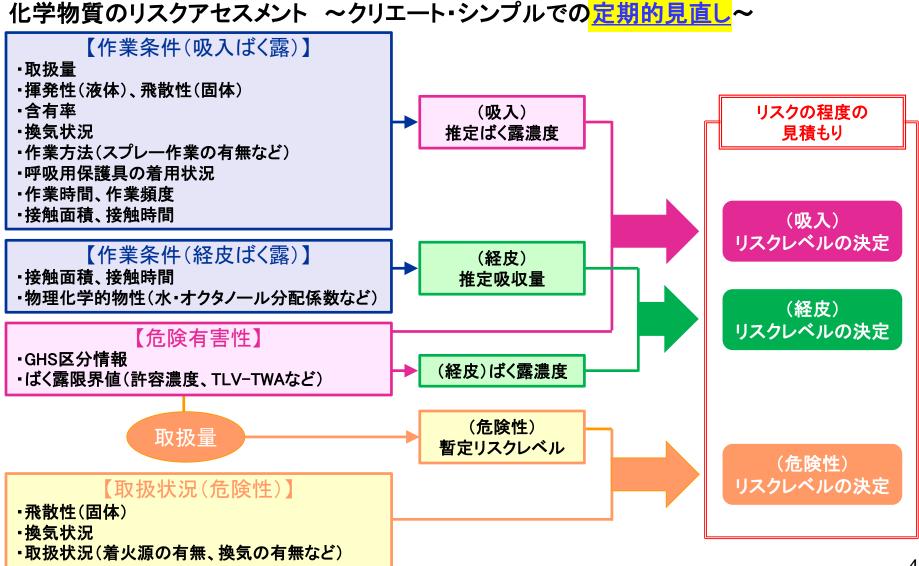
安全データシート(SDS)の交付義務の対象である一定の危険有害性がある640物質

640物質は以下のサイトで公開しています。(厚生労働省 職場のあんぜんサイト) http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx (1)安全衛生リスクの特定と除去、低減活動の充実



①非定常作業および化学物質のリスクアセスメントの定期的見直し

化学物質のリスクアセスメント ~クリエート・シンプルでの定期的見直し~



(1)安全衛生リスクの特定と除去、低減活動の充実

②新たな化学物質規制項目および 金属アーク溶接等の健康障害防止措置への対応

新たな化学物質規制項目の施行期日

	規制 項目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理体系の見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			•
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		•	•
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		•	•
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		•	•
	衛生委員会付議事項の追加		•	•
	がん等の遅発性疾病の把握強化		•	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		•	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			•
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			•
	がん原性物質の作業記録の保存		•	
実	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化			•
実施体制	雇入れ時等教育の拡充			•
の	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		•	
情	SDS等による通知方法の柔軟化	•		
報伝達の強化	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		•	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			•
	事業場内別容器保管時の措置の強化		•	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		•	
管理	水準良好事業場の特別規則等適用除外		•	
特殊份	建康診断の実施頻度の緩和		•	
第三管	管理区分事業場の措置強化			•

a.法改正により、新たな化学物質規制 項目について、2023年4月1日又は、 2024年4月1日に、施行となる。

労働安全法の新たな 化学物質規制参考URL 001083280.pdf (mhlw.go.jp)

b.金属アーク溶接等のフィットテスト の実施(1年以内に1回のテスト実施)

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付け 参考URL

<u>パンフレット(屋内溶接ヒューム0301)</u> <u>(mhlw.go.jp)</u>

重点施策 1. 労働災害ゼロへの推進活動 (2)安全衛生教育の実施



未熟練者(経験3年未満)の確実なる教育・訓練

経験3年未満 安全状況チェックシート

【拠点名】		【工程】 【作業者名】		【年齢】	【経験年数】		【実施日】					
			0									
	T				教育状況		作業者の理解度					
No.		チェック項目		受けた 知っている (3点)	受けていない 知らない (0点)	爆雑している (3点)	一部建紀末星 (2点)	爆縮していない (0点)				
1	雇い入時の参	員・中途社員を含め経験3年	:+诺									
	マピュー の方を対象に実施。(前期チェックした方											
2	このしまります。	享再チェック。)										
	YES⇒教育内吞。											
3	この作業(設備等)	の安全ポイントを知って	いますか									
4	トラブル【異常時】	の対処方法・ルールを知	っていますか									
	YES⇒内容理解して	いますか										
5	作業標準書(安全) を	を見たことありますか										
	YES⇒内容を理解し	ていますか										
6	当社での直近災害は	ありましたか										
	YES⇒対策内容を理	解していますか										
7	該当工程で過去に災害がありますか											
	YES⇒対策内容の理	解・遵守状況										
8	安全基準(ルール/決	め事)で守れないことはあ	りませんか									
	経験3年主漢対象と、1回日評価、90点主漢のものは再教育後、再評価						評価点	0				

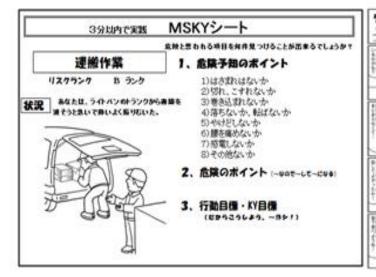
重点施策 1. 労働災害ゼロへの推進活動 (2)安全衛生教育の実施



KYカレンダーの継続的活用による危険予知能力の向上

KYカレンダーの例

4月





同一災害の繰り返し防止



【MSKYシート】 (過去の災害の危険予知) による危険予知訓練

【4コマまんが】 災害防止、安全作業の ポイントを学習



安全衛生パトロール職場内において活用

横展開として確認事項追加

重点施策 1. 労働災害ゼロへの推進活動 (3)安全衛生委員会の充実



①相互巡視の推進・継続

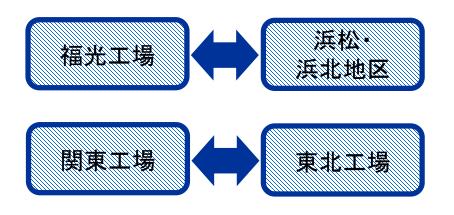
毎回メンバーを代えながら、拠点相互間で安全パトロールを実施

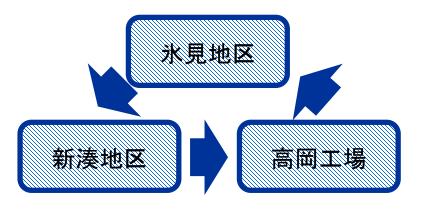
- ・様々な視点からの「気づき」をもとに、 巡視先への助言・指導
- ・巡視先における良好な取組み事例を 自職場へ持ち戻り・展開



会社全体としての 安全体制の強化を図る

第65期 巡視ローテーション





実施時期

毎年10月に実施(災害発生動向による未然防止)

(4)エイジフレンドリー職場を目指した取り組みの推進 TAKAGI SEIKO

「高年齢労働者」の労働災害が増加している現状から、「高年齢労働者」が安心して安全に 働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者を使用しようとする 事業者と労働者に取り組みが求められる「エイジフレンドリー」を推進する。

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、 60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。 (平成30年は26.1%)
- 労働者千人当たりの労働災害件数 (千人率) では、 男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高い。 (25~29歳と比べ65~69歳では男性2.0倍、女性4.9倍)





高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

※経済財政運営と改革の基本方針(令和元年6月閣議決定)において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を 防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

求められる取組

高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じて**、国や関係団体等による支援 事業者

も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。

事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るた** 労働者

めの努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。

重点施策 2. 心身の健全化による快適な職場づくり活動

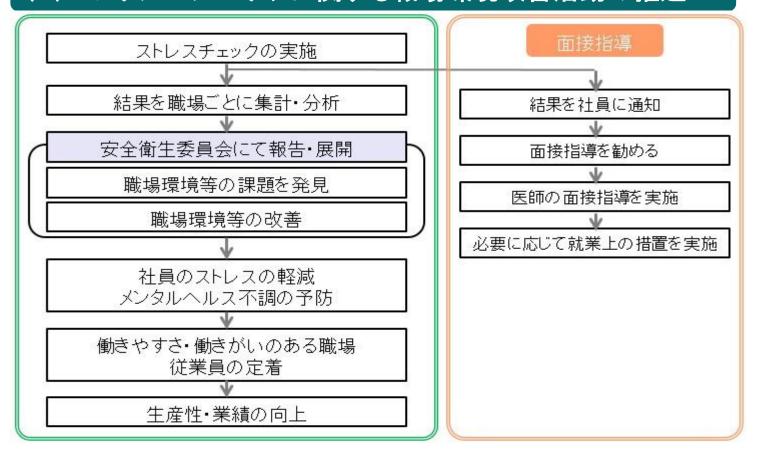


(1)2次健診の早期受診、特定保健指導の勧奨

生活習慣病予防・重症化防止のために

- ・疾病の早期発見・早期治療を目指す
- ・健診結果後、概ね1か月以内
- •特定保健指導該当者の保健指導の勧奨

(2) メンタルヘルスケアに関する職場環境改善活動の推進





労災発生後の再発防止活動について

当社では、労災が発生した際、次のPDCAを通して再発防止に取り組んでいます

継続的改善

予防対策 PLAN

対策実施

労災発生拠点

労災発生後、 即日緊急安全 衛生委員会を 開催し、発生 原因を調査し、 対策(P)を立て た上、その対策 を実施(D)する

CHECK

執行役員会

本社安全担当

労災発生拠点 から対策内容 の報告を受け、 その対策内容 を検証(C)し、 必要に応じて 適宜修正を行う 本社安全担当 がチェックした 対策内容につい て執行役員会で 改めて討議し、 確認(C)する

検証・承認

横展開 ACTION

各工場•営業拠点

本社安全担当 から各工場・ 営業拠点に対し 対策内容を展開 (A)し、必要に 応じてそれぞれ の対策結果を 本社安全担当 へ集約して実施 内容を確認する